

鳥取県警察手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年3月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第30号

鳥取県警察手数料条例の一部を改正する条例

鳥取県警察手数料条例（平成12年鳥取県条例第38号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号及び号の細目の表示に下線が引かれた号及び号の細目（以下「移動号等」という。）に対応する同表の改正後の欄中号及び号の細目の表示に下線が引かれた号及び号の細目（以下「移動後号等」という。）が存在する場合には、当該移動号等を当該移動後号等とし、移動後号等に対応する移動号等が存在しない場合には、当該移動後号等（以下「追加号等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の細目の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の細目の表示及び追加号等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
<p>（手数料の徴収） 第2条 次の各号に掲げる事務については、<u>申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から</u>、当該各号に定める額の手数料を徴収する。 (1)～(37) 略 <u>(37の2) 道路交通法第97条の2第1項第3号イ又は第101条の4第2項の規定に基づく認知機能検査の実施 1件につき650円</u> <u>(37の3) 道路交通法第97条の2第1項第3号イ又は第101条の4第2項の規定により認知機能検査を行う者に対して行う講習であって、公安委員会</u><u>が定めるものの実施 1時間につき700円</u> (38)～(44) 略 (45) 道路交通法第108条の2第1項の規定に基づく講習の実施 次の表の左欄に掲げる講習の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額</p>		<p>（手数料の徴収） 第2条 次の各号に掲げる事務については、当該各号に定める額の手数料を徴収する。 (1)～(37) 略 (38)～(44) 略 (45) 道路交通法第108条の2第1項の規定に基づく講習の実施 次の表の左欄に掲げる講習の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額</p>	
区 分	金 額	区 分	金 額
1～11 略	略	1～11 略	略
12 道路交通法第108条の2第1項第12号に掲げる講習（ <u>同法第97条の2第1項第3号イ又は第101条の4第2項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものを除く。</u> ）		12 道路交通法第108条の2第1項第12号に掲げる講習	

(1) 小型特殊自動車免許以外の第1種運転免許又は第2種運転免許を受けている者に対するもの	1件につき5,800円	(1) 小型特殊自動車免許以外の第1種運転免許又は第2種運転免許を受けている者に対するもの	1時間につき2,050円
(2) 小型特殊自動車免許のみを受けている者に対するもの	1件につき2,350円	(2) 小型特殊自動車免許のみを受けている者に対するもの	1時間につき1,500円
13 道路交通法第108条の2第1項第12号に掲げる講習(同法第97条の2第1項第3号イ又は第101条の4第2項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものに限る。)			
(1) 小型特殊自動車免許以外の第1種運転免許又は第2種運転免許を受けている者に対するもの	1件につき5,350円		
(2) 小型特殊自動車免許のみを受けている者に対するもの	1件につき2,350円		
14 略	略	13 略	略
15 道路交通法第108条の2第2項に規定する講習		14 道路交通法第108条の2第2項に規定する講習	
(1) 加齢に伴って生ずる身体の機能の低下が自動車等の運転に影響を及ぼしているかとの確認及びその結果に基づく指導を行うものであって、公安委員会が定めるもの	1回につき2,650円	(1) 加齢に伴って生ずる身体の機能の低下が自動車等の運転に影響を及ぼしているかとの確認及びその結果に基づく指導を行うものであって、公安委員会規則で定めるもの	1回につき2,750円
(2) 道路交通法施行令第37条の6の2第1号に規定する国家公安委員会規則で定める基準に適合するもの	1時間につき1,500円	(2) 道路交通法施行令第37条の6の2第1号に規定する国家公安委員会規則で定める基準に適合するもの	1時間につき1,400円
(46)～(60) 略		(46)～(60) 略	
(60の2) 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第4条の規定に基づく自動車運転代行業の認定 1件につき13,000円		(60の2) 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第4条の規定に基づく自動車運転代行業の認定 1件につき16,000円	
(60の3)～(70) 略		(60の3)～(70) 略	

2 略

(手数料の納付の時期等)

第3条 手数料は、申請等の際、納付しなければならない。ただし、前条第1項第31号の手数料については、パーキング・メーターを作動させ、又はパーキング・チケットの発給を受けようとする際、当該パーキング・メーター又はパーキング・チケット発給設備の手数料受納装置に、現金を投入して納付するものとする。

2 略

(手数料の納付の時期等)

第3条 前条第1項第31号の手数料は、パーキング・メーターを作動させ、又はパーキング・チケットの発給を受けようとする際、当該パーキング・メーター又はパーキング・チケット発給設備の手数料受納装置に、現金を投入して納付しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成21年6月1日から施行する。ただし、第2条第1項各号列記以外の部分、同項第60号の2及び第3条の改正並びに次項の規定は、同年4月1日から施行する。

(認知機能の検査を行う者についての講習に係る手数料の徴収の特例)

2 平成21年4月1日から同年5月31日までの間、介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第16項に規定する記憶機能及びその他の認知機能に関する検査の実施に必要な知識に関する講習であって、改正後の鳥取県警察手数料条例第2条第1項第37号の3に規定する認知機能検査を行う者に対して行う講習と同程度の内容を有するものとして鳥取県公安委員会が定めるものの実施については、当該講習を受講する者から、1時間につき700円の手数料を徴収する。